

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、佐呂間町の水防事務の円滑な事務を推進するために必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮、その他の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防責任の大綱

法に定める水防に関係のある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 佐呂間町

法第3条の規定に基づき、水防管理団体としてその区域における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

2 遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所・佐呂間町消防団

- (1) 関係自治体と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。
- (2) 遠軽地区広域組合消防署は、単独で前記（1）に定める責任を果たすことが困難又は不相当と認められる場合においては、洪水、高潮等による共通性を勘案し、関係消防機関と共同して水防を行うものとする。

3 オホーツク総合振興局

- (1) 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
- (2) 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等にその内容を通知するものとする。
 - ア 網走地方気象台が、水防活動用気象予警報等を気象の状況により洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合
 - イ 洪水等のおそれがあると認め、網走開発建設部と網走地方気象台が共同して発表する洪水予報を受けた場合
 - ウ 法第16条第1項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長が発表する水防警報を受けた場合

4 網走地方気象台

- (1) 水防活動用気象予警報等を発表するものとする。なお、水防活動用気象予警報等を発表したときは、その状況を北海道開発局長及び北海道知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。
- (2) 網走開発建設部と共同して洪水予報を発表するものとする。なお、洪水予報を発表したときは、その状況を北海道知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

5 網走開発建設部

- (1) 管理する施設が洪水等により危険が切迫した場合において、水災を防ぎよし、又はこれによる被害を軽減する措置をとるものとする。
- (2) 北海道開発局の所管する雨量・水位観測所において、観測した関係河川の雨量、水位を必要に応じ、水防管理者に通知するものとする。
- (3) 網走地方気象台と共同して洪水予報を発表するものとする。

6 網走建設管理部（遠軽出張所）

- (1) 管理する施設が洪水等により危険が切迫した場合において、水災を防ぎよし、又はこれによる被害を軽減する措置をとるものとする。
- (2) 北海道の所管する雨量・水位観測所において、観測した関係河川の雨量、水位を必要に応じ、水防管理者に通知するものとする。
- (3) 水防管理団体が実施する水防活動に対し、技術指導を行うものとする。

7 遠軽警察署

- (1) 水防等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用予警報の伝達について協力を行うものとする。
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うものとする。
- (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締を行うものとする。

8 居住者等

法第24条の規定に基づき、佐呂間町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。